（管理協定の基準）

第三条　法第六十二条第二項第二号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　協定避難用部分の管理の方法に関する事項は、津波の発生時において協定避難用部分が住民等に開放されること、協定避難用部分について物品の設置等により避難上の支障を生じさせないこととその他津波の発生時において円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項及び協定避難用部分の維持修繕その他協定避難用部分の適切な管理に必要な事項について定めること。

二　管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下とすること。

三　管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

（管理協定の縦覧に係る公告）

第四条　法第六十三条第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　管理協定の名称

二　協定避難施設の名称及び協定避難用部分

三　管理協定の有効期間

四　管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公告）

第五条　前条の規定は、法第六十五条（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

附　則

この命令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

別記様式（第二条関係）

指定避難施設に関する行為の届出書

津波防災地域づくりに関する法律第58条の規定により、指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難施設の現状に重要な変更を加える行為を届け出ます。

年　　月　　日

殿

届出者　住所

氏名　　印

1　指定避難施設の名称及び指定番号	
2　指定避難施設の現状に重要な変更を加える行為の種類	
3　指定避難施設の現状に重要な変更を加える箇所	
4　指定避難施設の現状に重要な変更を加える行為の設計又は施行方法の概要	
5　指定避難施設の現状に重要な変更を加える行為の着手予定日	年　月　日
6　指定避難施設の現状に重要な変更を加える行為の完了予定日	年　月　日
7　その他必要な事項	
※　受付番号	年　月　日　　第　号

備考　1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3　※印のある欄は記載しないこと。

4　「その他必要な事項」の欄には、指定避難施設の現状に重要な変更を加える行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

省　令

○総務省令第百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第三号の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

総務大臣　川端　達夫

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

第十二条の二の二　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条及び第十二条の四において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3　普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第十二条の四中「学識経験を有する者」を「学識経験者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十一条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

第二十一条　地方自治法施行規則第十二条の二の三の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとする場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の二の三中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

○総務省令第百七十号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項第三号の規定に基づき、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

総務大臣　川端　達夫

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の三中「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第十条の四とし、第十条の二の次に次の一条を加える。

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

第十条の三　普通地方公共団体の長は、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十一条の十四第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。